

# 【国民健康保険について】

※必ずお読みください※

## 《国民健康保険に関するご連絡事項》

◎国民健康保険資格確認書<sup>※1</sup>又は資格情報のお知らせ<sup>※2</sup>（以下、資格確認書等）の記載内容に間違いがないか、確認してください。資格取得日は、社会保険の喪失日（退職の翌日）となります（転入の方は転入日）。

※1 資格確認書は、マイナ保険証の登録をしていない方に発行するものです。有効期限は毎年7月31日までとなっていますが、マイナ保険証の登録がない間は自動更新となり、新しい資格確認書が7月下旬頃に郵送で自宅に届きます。

※2 資格情報のお知らせは、マイナ保険証の登録をしている方に発行するもので、健康保険の資格情報をお知らせするものです。資格情報のお知らせのみで受診することはできません。

◎国民健康保険税納付書について

加入手続きの翌月（4月、5月手続きの場合は7月）に税務課より送付いたします。納付書の中の「国民健康保険税個人別課税明細書」に国民健康保険に加入している方の氏名が記載されています。

※国民健康保険は、国民健康保険法第9条及び第76条の規定により、**世帯主の方が**同じ世帯の国民健康保険加入者に関する各種届出や、**国民健康保険税の納税義務を負う**ことになっております。

よって、世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合でも、国民健康保険資格確認書等の表面、国民健康保険に関する各種通知、国民健康保険税納付書の宛名等には、世帯主の方のお名前が記載されます。世帯主の方に、国民健康保険に加入したことを必ずお伝えください。

◎国民健康保険税の軽減について（退職時65歳未満の特例対象者）

勤務先を非自発的な理由（会社都合・正当な理由のある自己都合退職等）で辞めた際は、国民健康保険税が軽減される場合があります。

対象条件は以下のとおりです。

①退職時に65歳未満かつ②「雇用保険受給資格者証（ハローワークにて発行）」の離職理由欄に（11・12・21・22・23・31・32・33・34）の記載があること。

**◎社会保険等に参加した場合は、国民健康保険を抜ける手続きが必要となります。**

その際は、裏面に記載のある書類を用意して手続きをしてください。

※手続きをしないと国民健康保険税が課税され続けてしまうため、必ず手続きをしてください。

○国民健康保険について

⇒市民課保険年金グループ      Tel 0285-32-8895

○国民健康保険税に関するお問い合わせ

⇒賦課について    税務課市民税グループ      ⇒納付について    税務課収納グループ

Tel 0285-32-8891

Tel 0285-32-8893

◎主な手続きは以下のとおりです。

※原則申請時には本人確認が必要となりますので、

官公署発行の本人確認書類(マイナンバーカード・免許証等)をご持参ください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に入るとき	社会保険をやめたとき(本人のみ)	・社会保険資格喪失証明書 or 退職証明書 or 離職票など
	社会保険をやめたとき(扶養あり)	・社会保険資格喪失証明書(扶養者も離脱した記載あり)
	国保組合をやめたとき	・国保組合資格喪失証明書
	この他にも、他の市町村から転入したとき、子どもが生まれたときなどは届け出が必要です。	
国保をやめるとき	職場の健康保険へ入ったとき	・国保の資格確認書等(変更者全員分) ・職場の資格確認書等(変更者全員分)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	・国保の資格確認書等(変更者全員分) ・職場の資格確認書等(変更者全員分)
	この他、下野市外へ転出したとき、死亡したときなどは届け出が必要です。	
その他	国民年金の手続きが必要なとき	・年金手帳または基礎年金番号通知書
	資格確認書を紛失等したとき	・本人確認できるもの(運転免許証やマイナンバーカード等)

### マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

2024(令和6)年12月2日以降、従来(紙)の保険証は廃止され、マイナンバーカードを保険証として利用すること(マイナ保険証)となります。従来の保険証より医療費の自己負担額が減額されるほか、手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。医療機関等に受診する際はマイナ保険証の利用にご協力ください。

マイナ保険証を持っていない方は資格確認書が発行され、医療機関を受診していただくことができます。



使ってみよう!  
マイナ保険証